

令和8年度

山形県高等学校奨学金
特別貸与奨学金のご案内

※ 特別貸与奨学金は、令和8年度在学学生を対象としています。

令和8年4月
山形県教育委員会

1. 奨学金のしくみと種類について

山形県では、優れた生徒でありながら経済的理由により高等学校等への修学が困難な生徒の皆さんを支援するために奨学金事業を実施しています。

県の奨学金は下記の2種類があり、貸与金額、返還条件等は両奨学金とも同じですが、申込基準が異なります。詳しくは、それぞれの奨学金の案内をご覧ください。

なお、この案内は「特別貸与奨学金」について記載しています。

○ 育英奨学金(無利子)

優れた生徒で、経済的理由により修学が困難な方に貸与(学力基準あり、高等専門学校は対象外)

○ 特別貸与奨学金(無利子)

優れた生徒で、経済的理由により修学が困難な方に貸与(学力基準なし)

※ 貸与はどちらか一方の奨学金からしか受けられません。

※ 両奨学金は、学力基準の有無に加え、家計審査の基準が異なります。



2. 特別貸与奨学金の対象となる方

特別貸与奨学金は、高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部、高等専門学校、専修学校(高等課程)の在学生在が対象となります。

※ 高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部については別科を除きます。

※ 専修学校高等課程は、次の(1)～(3)のいずれにも該当する学科のみ、対象とします。

(1) 職業に必要な技術の教授を目的とする学科

(2) 修業年限が2年以上の学科

(3) 授業が年2回を超えない一定の期間に開始され、かつ、その終期が明確に定められている学科

3. 申込基準について

学校長の推薦を受けた申込者について、人物、家計状況等の状況から貸与者を選考します。

○ 申込基準: 次のいずれにも該当する方

・ 扶養者が山形県内に住所を有すること(県外の場合は、下記を参照)

・ 人物が優れていること ・ 経済的理由により修学が困難であること

・ 高等学校等入学後に、独立行政法人日本学生支援機構が行う奨学金、社会福祉協議会が行う教育支援費(入学準備のための就学支度費は含まない)、母子父子寡婦修学資金、高等学校定時制通信制課程修学資金、その他これらに類する資金の貸与及び就学奨励費の支給を受けていないこと

※ 条件を満たしているかご心配な場合は、申請前に在学期間へ相談してください。



◀ 扶養者が県外に住所を有する場合の申込は? ▶

- ・ 扶養者が県外に住所を有している場合は、住所のある都道府県で奨学金の申込を行うこととなります(本県とは貸与月額や審査基準が異なる場合があります)。
- ・ 扶養者が単身赴任により一時的に県外に転出している場合は、県内に住所を有するものとみなしますので、本県へ申込手続きを行ってください。
- ・ 貸与決定後に扶養者が県外へ転出する場合、生徒が引き続き県内の高等学校に在学するのであれば、奨学金の貸与は継続されます。生徒も県外の高等学校等へ転学する場合は、打切りとなります。

4. 貸与月額と貸与期間について

○ 貸与月額(両奨学金共通) 奨学金の貸与月額は下表のとおりです。

区分	貸与月額	
公立等(※)	自宅通学者	18,000円
	自宅外通学者	23,000円
私立	自宅通学者	30,000円
	自宅外通学者	35,000円

※ 国、地方公共団体、国立大学法人又は独立行政法人国立高等専門学校機構が設置する高等学校をいいます。

○貸与期間(両奨学金共通)

原則として令和8年4月から卒業するまでの正規の修業年限です(ただし、1年ごとに継続のための手続きが必要です)。

5. 家計の目安について

下表はあくまで家計基準の目安です。各世帯の人数、事情等により異なります。

○家計の目安(特別貸与奨学金)主たる生計維持者とその配偶者の収入について算定します。

世帯人数	世帯収入額 (給与の場合)	世帯状況
3人世帯	377 万円以下	父(51歳)、母(48歳)、高校生(15歳、公立全日制)の計3名の世帯で山形市在住の場合
4人世帯	451 万円以下	父(51歳)、母(48歳)、高校生(15歳、公立全日制)、小学生(12歳)の計4名の世帯で山形市在住の場合
5人世帯	500 万円以下	父(51歳)、母(48歳)、高校生(15歳、公立全日制)、小学生(12歳)、小学生(9歳)の計5名の世帯で山形市在住の場合

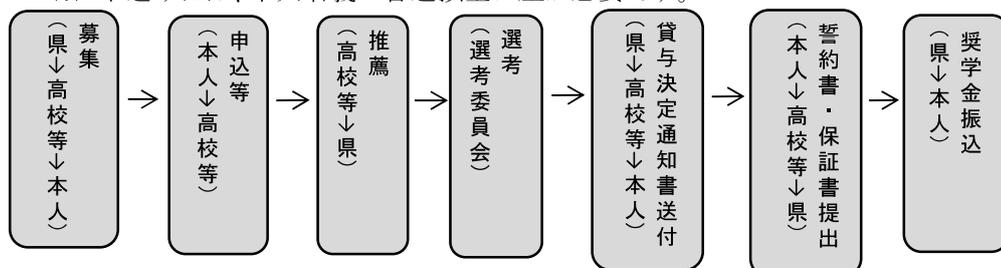
※ 下記「7. 提出書類について」において、「④令和7年の世帯の収入を証明するもの」のうち、イまたはロの書類の提出があった場合は、収入の算定にかかわらず、家計の基準を満たすものとしてみなします。

6. 申込方法と採用までの流れについて

奨学金に関する手続きはすべて学校を通じて行います。申込者が多い場合は、前頁の申込基準を満たしても採用されない場合があります(選考結果については、学校へお知らせします)。

不採用となった場合でも、翌年度に再申請が可能です。

※ 申込みには、本人名義の普通預金口座が必要です。



7. 提出書類について(高校へ提出する前に、チェックリストによる内容確認をお願いします)

- 奨学金貸与申請書(特別貸与奨学金)
- 債権者登録(変更)申出書(『金融機関の確認印』又は『通帳の表紙とカナ口座名義人が記載された見開きページの写しの添付』のいずれかが必要となります)
- 住民票謄本【原本】本籍地記載のもの(マイナンバーが記載されていないもの。同一住所の方全員が記載してあるもので、申請前1ヵ月以内に市町村が発行したもの)
- 令和7年の収入を証明するもの(マイナンバーが記載されていないもの。次のイ～ハのいずれか)
 - イ 生活保護世帯であることを証明するもの(福祉事務所等の証明書)
 - ロ 市町村民税が非課税である、又は減免を受けていることを証明するもの(市町村発行の非課税又は減免証明書) ※ただし、天災その他の特別の事情により非課税又は減免されている場合に限る(単に所得額によって非課税又は減免となっている場合はハを提出)。
 - ハ 世帯全員(未就学児及び就学中の世帯員を除く)の課税証明書又は所得証明書【原本】(令和7年分の所得額の記載のあるもの)
- 基準額算定書(各申請者の世帯の住所地のもの)
- 障がいのある人のいる世帯の場合、基準額の算定における障害者加算を証明するもの。(障がい者手帳の写し、氏名・等級がわかるようにコピーする)
- 家賃等の支払いのある世帯の場合、基準額の算定における住宅扶助基準を証明するもの(賃貸借契約書等)。(住民票謄本で借家であることを確認できる場合は、提出を要しない)

※ 課税証明書又は所得証明書は、6月中旬以降でないとう令和7年分が発行されない場合があるので、取得する際には、市町村に発行が可能な時期を確認のうえ、入手してください。令和7年度(令和6年分)を取得しないよう注意してください。

※ 課税証明書又は所得証明書の名称は、市町村により異なるので、不明な場合は、「所得や収入金額を確認できる書類」を入手してください。

※ 提出のあった書類は、採用、不採用にかかわらず返却いたしません。

～ 申請書の書き方 ～

◎ペン又はボールペンを使用し、修正液は使わないでください。
 (修正がある場合は訂正印で修正してください)

「保護者」欄
 ○保護者は父母又はそれに代わる人となります。
 ○「氏名」は必ず保護者に自署してもらってください。
 (戸籍に登録している漢字を記入)

「家族の状況」欄
 ○「家族」は本人と生計を一にする人全員を記入してください。
 身計(生計を一にするとは、同一住所の家族を指します。単身赴任や就学を理由に一時的に県外に在住する家族も含まれます)。
 ○「年齢」は申込み時点で記入してください。

所得の種類「欄」
 所得の種類、年間収入額(税込)欄は、住民票謄本に記載されている者のうち、収入がある者全員(未就学児、就学中の者を除く)について記入してください。

「所得の種類」欄
 給与、商業、工業、農業、林業、水産業、その他の区分で、該当するものを記入してください。
 ア、「給与」には俸給・給料・賃金・役員報酬・年金・恩給・賞与・専従者給与並びにこれらの性質を有する所得のことです。
 イ、「その他」とは自由業、保険外交員、税理士等によって得ている収入、利子・配当・家賃・賃借料・地代・内職収入・生活保護法による扶助費・失業給付金等の収入のことです。

「年間収入額(税込)」欄
 令和7年1月～12月までの年間の収入金額(税込)を記入してください。
 ※ 住民票謄本に記載されている者のうち、収入がある者全員(未就学児、就学中の者を除く)について、市町村発行の課税(所得)証明書(マイナンバーが記載されていないもの)を取得し、給与収入又は年金収入の場合は「収入額」を、営業所得等の場合は「所得額」を記入してください。
 ※ 課税(所得)証明書は、6月中旬以降にならないと令和7年分が発行されない場合があるので、取得する際には、市町村に発行が可能を時期を確認の上、入手してください。

該当する箇所について○をつける。

特別の事情があつて貸与期間を設定するとき以外、4月分～3月分までとってください。
 なお、貸与は原則として1年間となりますが、在学中は継続手続により、翌年度以降も貸与が受けられます。休学、長期欠席、停学、留年などの事由が生じた場合は貸与を休止します)

様式第1号の3
 (表)
 山形県教育委員会 殿
 山形県高等学校奨学金の貸与を受けたいので、関係書類を添付して申請します。

山形県高等学校奨学金特別貸与申請書

申請者 **山形 太郎** (令和8年 〇〇月 〇〇日)

山形県立松波高等学校 第〇学年

山形市松波二丁目8番1号松波アパート101 電話 〇〇〇〇(〇〇)〇〇〇〇

父 **山形 太郎** (令和8年 〇〇月 〇〇日 〇〇歳)

母 **山形 花子** (令和8年 〇〇月 〇〇日 〇〇歳)

兄弟 **山形 春子** (令和8年 〇〇月 〇〇日 〇〇歳)

家族の状況

氏名	年齢	続柄	職業	在職・在学先	職名・学年	所得の種類	年間収入額(税込)
やまがた 山形 太郎	51	父	会社員	〇〇会社	〇〇	給与 営業	2,000,000
やまがた 山形 花子	48	母	無職	〇〇会社	〇〇	給与	500,000
やまがた 山形 春子	70	祖母	無職			年金	800,000
やまがた 山形 二郎	13	弟	学生	〇〇立 〇〇中学校	〇		

所得の種類

氏名	所得の種類	年間収入額(税込)
やまがた 山形 太郎	給与 営業	2,000,000
やまがた 山形 花子	給与	500,000
やまがた 山形 春子	年金	800,000

市民税課税証明書

住所 山形市松波二丁目8番1号

氏名 山形 太郎

給与収入	2,000,000
公的年金受給金	0
令和8年度年税額	0
所得割額	0

市民税課税証明書

住所 山形市松波二丁目8番1号

氏名 山形 花子

給与収入	500,000
公的年金受給金	0
令和8年度年税額	0
所得割額	0

市民税課税証明書

住所 山形市松波二丁目8番1号

氏名 山形 春子

給与収入	800,000
公的年金受給金	1,800,000
令和8年度年税額	0
所得割額	0

奨学金の貸与は生能に行うもので、生能本人が申請者として自署してください。(戸籍に登録している漢字を記入)

課税(所得)証明書は、必ず世帯全員(未就学児、就学中の者は除く)のものをご添付してください。
 課税(所得)証明書の名称は、市町村により異なりますので、不明な場合は「所得」だけでなく、収入金額も確認できる書類」を入手してください。

市民税課税証明書

住所 山形市松波二丁目8番1号

氏名 山形 太郎

令和7年分所得	2,200,000
給与収入	1,500,000
営業所得	700,000
合計	2,200,000

市民税課税証明書

住所 山形市松波二丁目8番1号

氏名 山形 花子

令和7年分所得	500,000
給与収入	0
令和8年度年税額	0
所得割額	0

市民税課税証明書

住所 山形市松波二丁目8番1号

氏名 山形 春子

令和7年分所得	800,000
給与収入	0
令和8年度年税額	0
所得割額	0

生活保護世帯又は天災その他特別の事情により市町村民税が非課税、又は減免されている世帯である場合は、年間収入額欄の記入は必要ありません。ただし、生活保護等給証明書、非課税証明書の提出は必要です(単に所得額によって非課税又は減免となつていない場合は、記入していただく必要がありませんのでご注意ください)

債権者登録（変更）申出書の記入について

◆奨学金の貸与は口座振込によって行います。次の①～③の条件に合う口座を申し出てください。

①口座名義人	奨学金申請者(生徒)本人名義に限ります。※申請者本人以外の名義は不可(父母なども不可)。
②取扱金融機関	山形県内の本店・支店・出張所の中で、都合のよい金融機関※山形県漁業協同組合は不可。ゆうちょ銀行は可。
③預金種別	普通預金口座(総合口座含む) ※貯蓄預金口座には送金できません。

◆太線の枠内の該当項目に黒のペンまたはボールペンで記入してください。

◆提出前に控えを取っておくなど、採用後に振り込まれる口座が判らなくなるようにしてください。

提出前に確認を！

記入例<<登録申出(奨学金申請者=生徒:山形太郎)の場合>>

債権者登録(変更)申出書(一般用)		受付課・公所記入欄	
山形県知事 殿		① 提出日 令和●年●月●日	
山形県の債権者として下記のとおり登録されるよう申し出ます。 あわせて、当方への支払いは下記の方法でされるよう申し出ます。		受付課・公所の担当者は色のついている項目に次のコードを記入してください。 ・住所コード ・金融機関コード ・債権者コード(変更・取消の場合)	
② 処理区分		所属	
1. 新規	3. 変更	点検者(印又は記名)	
5. 取消		連絡先	
【記入内容】 新規・取消 : ①～④(前金の口座がある場合は①～⑤) ※「変更前」欄は記入不要です。		債権者コード	
変 更 : ①②(必須)、③～⑤(該当箇所) ※変更がある項目の「変更前」欄もご記入ください。			
変更前			
住所コード		郵便番号 ③	
		990-8570	
電話番号 ⑦		023-630-8570	
都道府県		市区町村名	
④ 山形	山形	松波	
都 道 府 県	市 郡	区 町 村	
番地		大字(町)名	
⑤ 8番1号		二丁目	
		方書(ビル・アパート名等)	
		⑥ 松波アパート101	
変更前			
団体・法人名 ※略語については「記入上の注意」をご参照ください。			
カナ			
漢字			
個人名(法人の場合は代表者の職・氏名)			
カナ ヤマガタ タロウ			
漢字 山形 太郎 ⑧			
⑨			
③受領方法		1. 現金払 2. 隔地払 3. 口座振替	
3		該当する番号を右から選択し記入ください。	
変更前			
金融機関コード		店番号	
⑩ 110		松波銀行	
金融機関名		本支店名	
山形支店			
④ 預金種別 該当する番号を下記から選択し記入ください。		口座番号(半角数字7桁)	
⑪ 1 1. 普通 2. 当座 3. 別段(金融機関の方のみ選択可)		⑫ 0123456	
カナ口座名義人 通帳記号のカナ名義を転記ください。			
ヤマガタ タロウ ⑬			
振込先口座の確認方法(次のいずれかを選択してください。)			
⑭ <input checked="" type="checkbox"/> 金融機関による確認 ⇒ 右の金融機関確認印欄に、金融機関から押印を受けてください。			
<input type="checkbox"/> 通帳(表紙)及び[見開き]の写しを添付			
<input type="checkbox"/> 必要な口座情報(表紙「記入上の注意」9参照)が表示されている資料を添付			

金融機関による確認か、通帳コピーを選択

～以下省略～

- 提出日を記入してください。
- 処理区分は1にしてください。
- ～⑥
自宅外(寮・下宿など)からの通学の場合は、「口座登録上の住所等」を記入してください。
- 固定電話がない場合は、携帯電話番号を記入してください。
- 生徒氏名を署名してください。
名字、名前の間は1文字空けてください。
上段カナは、濁点・半濁点は1文字分として扱います。署名した場合は押印省略可能です。
- 受領方法は3にしてください。
- ～⑬
通帳の表紙を1枚めくった見開きページに記載されています。通帳の登録どおりに転記してください。
※不明な場合は、該当金融機関へお問い合わせください。
- 右詰7桁で、正確に記入してください。
※7桁に満たない場合の例「123456」→「0123456」
※判読困難な例
7 2 5 1
- ～⑮
「金融機関による確認」を選択した場合は、金融機関にて確認・押印を受けてください。「通帳(写)を添付」を選択した場合は、通帳の表紙と見開き(カナ口座名義人が記載されたページ)の写しを添付してください。



※金融機関の方へ口座情報に誤りがない場合、確認印を押印願います。

8. 奨学生として採用された後、奨学金の貸与を受けるためには

奨学生として採用決定を受けた後(9月頃)、「誓約書」及び「保証書」を学校へ提出してもらいます。

- ※ 奨学金の貸与を受けるためには、連帯保証人を2名立てる必要があります。「保証書」の提出時まで連帯保証人となる方を決めてください。(申請の時点で2名の連帯保証人が決まっていなくても申請は可能ですが、採用決定後に連帯保証人を2名立てられない場合は貸与を受けることができません。)
- ・連帯保証人2名のうち、1名は親権者または後見人になります。
 - ・もう1名は、独立の生計を営む成年者(奨学生世帯とは別住所)で、原則として、県内にお住まいの方となります。(親戚以外の知人等でも可能です。)

9. 奨学生になったら

奨学生としての自覚を持ち、奨学生としてふさわしい生活態度で、学業に励んでください。
なお、家計が好転し奨学金が不要となった場合は、辞退することもできます。

10. 奨学金の貸与について

奨学金は毎月指定口座へ振り込みますが、初回は10月に4月から10月分をまとめて振り込みます(ただし、事務手続きの都合上、初回振り込みが11月以降となる場合もあります)。
なお、翌年令和9年度以降も奨学金を継続する場合は、翌年5月末に4月分、5月分を振り込みます。

11. 貸与が終了したときは

「借用証書」及び「返還明細書」等を提出してもらいます。借用証書には、採用時に提出する「保証書」に記載された連帯保証人2名の署名・押印が改めて必要となります。「保証書」を提出する前には、必ずコピーをとって保管しておくようにしてください。

12. 奨学金の返還について

皆さんの返還金は後輩奨学生の奨学金として活用されます。皆さんも先輩奨学生の返還金によって奨学金の貸与を受けます。「誓約書」での約束どおり、必ず返還をしてください。返還が遅れた場合は、遅延日数に応じた違約金(年14.5%)が課せられます。
返還は、貸与総額に応じた返還年数以内で、「月払い」「半年払い」「年払い」のいずれかにより行います。返還金の納入方法は、口座振替となります。その取扱いについては、貸与期間満了時に改めてお知らせします。

(月払いの返還例:3年間(36か月)貸与を受けた者が月払いで返還する場合)

区分	貸与総額	返還回数	返還月額	
公立等	自宅	648,000円	120回(10年)	5,400円
	自宅外	828,000円	132回(11年)	6,272円
私立	自宅	1,080,000円	144回(12年)	7,500円
	自宅外	1,260,000円	156回(13年)	8,076円

※返還月額に端数が生じた場合は切り捨てし、返還の最終月に差額を調整します。

13. 返還に困ったときは・・・

高校卒業後、進学、災害や傷病、経済的困難等の理由により、返還が難しいと認められる場合には、申請により一定期間は返還を猶予することができます。
また、死亡又は心身に障がいがあるために返還ができなくなった場合には、申請により全部又は一部の返還が免除されることがあります。
返還猶予の申請手続きについては、貸与が終了したときに改めてお知らせします。



〒990-8570 山形県山形市松波二丁目8番1号
山形県教育局高校教育課
tel 023-630-2052 fax 023-630-2774
※問合せ等は、在学する学校を通じてお願いします。